

令和4年9月定例会

文教警察企業常任委員会会議録

令和4年9月14日・16日

場 所 第3委員会室

令和4年9月14日(水曜日)

午前9時58分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和4年度宮崎県一般会計補正
予算(第3号)

○議案第4号 教育関係使用料及び手数料徴収
条例の一部を改正する条例

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて
- ・県が出資している法人等の経営状況について
公益財団法人宮崎県暴力追放センター
- ・家庭教育を支援するための施設の実績(令和
3年度)について

○請願第6号 新型コロナウイルス感染症から
子どもを守り学ぶ権利を保障す
るために少人数級を求める請願

○その他報告事項

- ・教育に関する事務の管理及び執行の状況の点
検及び評価の報告書について
- ・第46回全国高等学校総合文化祭の結果につ
いて
- ・令和4年度全国中学校体育大会の結果につ
いて
- ・令和4年度全国高等学校総合体育大会の結果
について
- ・新宮崎県体育館のネーミングライツの導入に
ついて

○閉会中の継続調査について

出席委員(6人)

委員 長 河野哲也
副委員 長 佐藤雅洋

委員 徳重忠夫
委員 井本英雄
委員 日高陽一
委員 田口雄二

欠席委員(1人)

委員 冏師博規
委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長 山本将之
警務部長 黒川清彦
警務部参事官兼
首席監察官 久留米英樹
生活安全部長 三原健
刑事部長 時任和博
交通部長 日高俊治
警備部長 河野晃央
警務部参事官兼
会計課長 山崎猛
警務部参事官兼
警務課長 迎修二
生活安全部参事官兼
生活安全企画課長 井上保志
総務課長 甲斐義勝
少年課長 黒木守
生活環境課長 田中宏光
交通規制課長 澤田信也
運転免許課長 池田健二

教育委員会

教育長 黒木淳一郎
副教育長 田村伸夫
教育次長
(教育政策担当) 児玉康裕
教育次長
(教育振興担当) 東宏太朗

教育政策課長	中尾慶一郎
財務福利課長	加塩美昭
育英資金室長	唐仁原博
高校教育課長	高橋哲郎
義務教育課長	佐々木孝弘
特別支援教育課長	横山貢一
教職員課長	中別府勇治
生涯学習課長	長尾岳彦
スポーツ振興課長	押川幸廣
競技力向上推進室長	岩切正義
文化財課長	長友由美子
人権同和教育課長	北林克彦
図書館長	小川雅彦
美術館副館長	木村幸久
総合博物館長	岩切喜郎

事務局職員出席者

議事課主査	内田祥太
議事課主任主事	上園祐也

○河野委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。図師委員は、所用により欠席であります。

まず、本日の委員会の日程についてでございます。日程案につきましてはお手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時1分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

本日の委員会に3名の傍聴の申し出がありま

したので、これを認めることといたしました。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、警察本部長の概要説明を求めます。

○山本警察本部長 警察本部長の山本でございます。本会議場におきまして御挨拶申し上げます。この常任委員会におきましても、引き続き御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

まず、警察本部執行部職員2名の異動がございましたので御紹介申し上げます。7月15日付で警務部長に着任いたしました黒川清彦警視正でございます。続きまして、8月31日付で交通部運転免許課長に着任いたしました池田健二警視でございます。

さて、本日、御審議いただきます報告事項につきましては、1つ目、警察における交通事故に関する損害賠償額を定めたことについて、2つ目といたしまして、県警が所管する公益財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況についての2点でございます。

それぞれ担当部長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○河野委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○黒川警務部長 損害賠償額を定めたことについて、御報告いたします。

令和4年9月県議会定例会提出報告書の3ページをお開きください。

今回、御報告いたします警察における損害賠償事案は、上から3番目の交通事故1件でございます。

この事故につきましては、延岡警察署の警察官が令和4年1月12日午前11時13分頃、延岡市内の県道を公用バイクを運転して警ら中、交差

点で右折待ちで停車し対向車両が通過したので右折を開始したところ、当該対向車両に続いて直進していた相手方バイクの右ステップ部に自車前部を接触させたものでございます。

事故の原因につきましては、当該職員の前方不注意の過失によるものであります。

この事故で、相手方は右足打撲等のけががありましたので、治療費や慰謝料として3万4,829円を県警の自賠責保険と任意保険から支出しております。

物件損害については、双方ともに修理が必要な損傷はありませんでした。

以上でございますが、引き続き、気を引き締めて職員の交通事故防止対策に取り組んでまいります。

以上で、損害賠償額を定めたことについての御報告を終了いたします。

○時任刑事部長 公益財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況について御報告いたします。

お手元の令和4年9月県議会定例会提出報告書の127ページをお開きください。

宮崎県暴力追放センターの令和3年度の事業報告について御説明いたします。

まず、1の事業概要についてであります。

令和3年度は、暴力追放のための広報啓発活動、暴力追放相談活動等を重点とした推進事業の充実を図り、県民総ぐるみによる暴力追放、暴力団排除活動等の活性化を図ったところであります。

次に、2の事業実績についてであります。

令和3年度におきましては、127ページから130ページの表のとおり実施しております。

まず、(1)暴力団等による不当な要求行為の被害者に対する支援事業につきましては、相談・助言事業、少年保護活動事業、暴力団離脱更

生促進事業、被害者救済事業の4つの事業に取り組みました。

次に、128ページの(2)暴力団員等による不当な行為に対する犯罪被害防止事業につきましては、広報啓発活動、民間暴力団排除団体等への支援事業、不当要求情報管理機関への支援事業、調査・研究活動事業、不当要求防止責任者講習等事業の5つの事業に取り組みました。

なお、③の少年指導委員に対する研修事業につきましては、例年、少年指導委員研修会等を開催しておりますが、令和3年度は、コロナ禍の影響により開催できませんでした。

次に、経営状況等の詳細につきまして、令和4年度出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。

報告書の177ページをお開きください。

まず、概要についてあります。

宮崎県暴力追放センターは、平成4年4月1日に設立されております。総出資額4億9,500万円は、法人の基本財産であります。このうち、県の出資額が3億9,500万円、残りの1億円は市町村の出資金となっております。

次に、県財政支出について御説明いたします。

令和3年度の県財政支出は、主な県財政支出の内容の欄に記載された事業所暴力団等排除責任者講習委託事業の委託料999万9,000円のみであります。この委託料は、不当要求防止責任者講習等事業の事業費用です。

この事業は、暴力追放センターが公安委員会から委託を受けて実施している事業であり、事業所の不当要求防止責任者に対し、反社会的勢力からの不当要求被害を防止するための講習会等を行うものです。

令和3年度は、県内13地区において、30回の講習を行い、705名が受講いたしました。

次に、実施事業であります。

これは、さきに報告しました令和3年度事業報告の中で説明しました2の事業実績と同じ内容になります。

次に、活動指標についてであります。

暴力追放センターの利用状況等を知るための活動指標として、3項目を掲げております。

①の暴力団相談受理件数は382件です。その中で最も多いのは、企業から契約・取引における反社会的勢力排除のための暴力団該当性の照会の358件で、全体の約94%を占めております。

②の研修会参加者数については、不当要求防止責任者講習会と事業所等に対する暴力団対策研修会の参加者数となります。令和3年度は、新型コロナウイルスの感染予防対策により、各種研修会会場の収容人数を制限したため、参加者数は、前年度に比べ17%減少しております。

③のホームページアクセス数については、県民の皆様の暴力追放センターへの認知度を表す指数として掲げているものであります。このような活動の各指数の達成度は経営評価報告書に記載のとおりであります。なお、ホームページにつきましては、閲覧しやすくするため、本年3月にリニューアルしております。

次に、財務状況についてであります。

178ページをお開きください。

まず、財務状況の左側の正味財産増減計算書に記載されている令和3年度の欄を御覧ください。

正味財産といいますのは、資産から負債を差し引いた純資産のことをいいます。その中で、令和3年度の収入に当たる経常収益から、支出に当たる経常費用を引いた当期経常増減額はマイナス8万5,000円となっております。

次に、指定正味財産の増減について説明しま

す。

令和3年度は指定正味財産期首残高と指定正味財産期末残高が、いずれも5億300万円であり、昨年度からの増減はありません。

次に、正味財産期末残高の5億1,063万7,000円は、一般正味財産期末残高と指定正味財産期末残高の合計額となります。

次に、財務状況の右側の貸借対照表に記載されている令和3年度の欄を御覧ください。

資産は、合計額が5億2,358万5,000円、負債は1,294万8,000円となっております。

次に、財務指標についてであります。

①の自己収入比率は、目標値60%に対し、実績値は50.5%でしたので、達成度は84.2%でありました。今後も、自己収入比率向上に向け、賛助会費、寄附金の拡大などを推進し、目標値達成に向けて努力するよう指導してまいります。

②の管理比率は、目標値30%に対し、実績値24.6%でしたので、達成度は118.0%でありました。管理費の割合を目標値よりも低く抑えることができましたが、今後とも引き続き管理費の節減に努めてまいります。

最後に、総合評価についてであります。

県の評価は、活動内容については、コロナ禍の影響による参加人数制限のため研修会参加者数は目標値を下回ったが、広い講習会場等の確保に努め、前年度と同回数程度の講習会や研修会を開催したことは評価できる、また、ホームページや新たに登用した著名人を活用した継続的かつ効果的な広報啓発活動に努めた結果、暴力団相談受理件数は、目標値に近い実績を上げたとしております。

一方、財政内容については、低金利の影響で運用収入が低迷し、自己収入比率が目標値を下回っていることから、賛助会費の増加など、自

己収入の確保に向けた取組が必要であるとしております。

続きまして、令和4年度事業計画について御説明いたします。

報告書の135ページをお開きください。

本年度におきましても、広報啓発活動、民間や自治体の暴排活動への支援、暴力相談事業等を推進することとしております。

2の事業計画についてであります。

本年度も令和3年度と同様、暴力団員等による不当な要求行為の被害者に対する支援事業、及び暴力団員等による不当な行為に対する犯罪被害防止事業を推進していくこととしております。

次に、3の損益計算書についてであります。

次の137ページをお開きください。

まず、大項目Ⅰの一般正味財産増減の部から説明します。

(1)の経常収益は、合計で2,368万4,000円となっております。

一方、(2)の経常費用につきましては、次の138ページに移りまして、合計で3,018万4,000円となっており、これは、経常収益と令和3年度の繰越額の合計を全額消費する計算となります。

次に、大項目Ⅱの指定正味財産増減の部について説明します。

令和4年度の基本財産運用益453万2,000円は、センターの事業運営に充てられる一般正味財産に振り替えられますので、基本財産の増額はなく4億9,500万円のままとなります。

指定正味財産期末残高は、5億300万円であり、これに貸付原資産となる一般正味財産期末残高の100万円を加えた5億400万円が、令和4年度の正味財産期末残高になります。

なお、令和4年度の事業計画は、本年3月の理事会で、また、令和3年度の事業実績については、本年5月の理事会及び本年6月の評議員会において、それぞれ承認されております。

宮崎県暴力追放センターの経営状況報告は以上となります。

全国の暴力団情勢は、六代目山口組と神戸山口組による対立抗争が激化し、令和2年1月に両団体が特定抗争指定暴力団に指定された後も対立抗争は継続し、予断を許さない状況にあります。

県内の情勢につきましては、本年6月末現在、暴力団組織として17組織、構成員など約140人を把握しております。

県内におきましても、近年、上部団体の対立抗争に起因するとみられる事件が散発的に発生している状況であり、県警におきましては、県民の安全安心の確保を図るため、所要の警戒や視察、取締りに努めているところであります。

このようなことから、宮崎県暴力追放センターの役割は、今後ますます重要となりますので、これからも予算の効率的な運用と経費等の節減になお一層努めるとともに、宮崎県暴力団排除条例と連動した暴力団排除活動等を、官民一体となって積極的に実施していくよう指導してまいります。

今後とも、委員長をはじめ委員の皆様の宮崎県暴力追放センターに対する深い御理解と御協力をお願いしまして、報告とさせていただきます。

○河野委員長 執行部の説明が終了いたしました。報告事項について質疑はありませんか。

○日高委員 127ページについて、暴力団組織は17組織で構成員等が140名ということでしたが、③の暴力団離脱更生促進事業は、一番大事

なところと知っているんですけれども、実際どのような活動をされているのでしょうか。

○**時任刑事部長** 暴力団離脱更生促進事業の活動内容についてであります。これにつきましては、平成5年3月1日に、県下の保護司会、職業安定所、保護観察所、警察本部等の関係団体により、宮崎県暴力団離脱者社会復帰対策協議会が設立されておりまして、暴力追放センターが協議会の事務局となっております。毎年総会を開催し、組織離脱及び就労支援の現状並びに社会復帰対策について、協議、確認を行っております。なお、令和3年度の総会は、令和3年7月30日に開催しております。

また、社会復帰対策協議会では、暴力団離脱希望者の就労の受入先としまして、現在、県内企業17社に協力いただいているところであります。

暴力追放センターでは、暴力団離脱者雇用給付金等支給規定を平成25年度に策定しまして、暴力団離脱希望者並びに暴力団離脱者の雇用企業に対する一定の支援金を給付することによって、暴力団組員の離脱更生を一層図ることとしております。なお、過去に離脱雇用給付金等の支給実績は今までありません。

○**日高委員** 140名の構成員等については、ある程度把握されているということでしょうか。

○**時任刑事部長** 警察で視察、内偵取締りをした中で、現在、いわゆる組員と言われる構成員が50人、暴力団の維持運営に協力する、いわゆる準構成員が90人、合計140人を把握しております。

○**日高委員** ここは大事なところだと思いますので、ぜひしっかりと活動していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○**徳重委員** 構成員等が140名ということでしたか、構成員等の年齢構成は、どのような状況になっているのでしょうか。

○**時任刑事部長** 県内の暴力団情勢なんですけれども、この暴力追放センターができた平成4年当時は、構成員と準構成員が合わせて約500人いました。そして、県暴力団排除条例ができた平成23年には、構成員と準構成員が合わせて約310人で、現在約140人になっているという情勢であります。

500人いた頃は、若い構成員が多かったんですけれども、年々、年齢構成が上がってきて、若い組員もいますが、平均何歳という統計は取っておりません。イメージ的には50歳とか60歳以上の年配の組員が多いということで御理解いただければと思います。

○**徳重委員** より弱い人が被害を受けるというか、暴力団関係者からいろんなお話をされて困っていらっしゃると思うんです。警察に届けたら、今後、仕事ができなくなるんじゃないとか、いろんなことを考えられると思うんですけれども、民間の被害者というのは、年間平均どれくらい出ているものなのでしょうか。

○**時任刑事部長** 民間の被害者の人数は手元に資料がないため分かりませんが、暴力団の犯罪の検挙件数と検挙人員については、令和3年が76件検挙してしまして、検挙人員が44名であります。ちなみに、令和2年は78件の検挙件数で、84名の検挙人員となっております。

○**徳重委員** 令和3年が76件、令和2年が84件の被害を受けた方がいらっしゃって、その人が警察の指導を受けたりして、一応落ち着くと思うんですけども、その後、またその方が被害を受けるということはほとんどないものなのでしょうか。

○**時任刑事部長** 暴力団員によって被害を被られた方につきましては、警察におきまして広報対策を行っていきまして、例えば110番通報登録制度とか、そういう支援をして、定期的に連絡を取っていきまして、再び被害に遭わないように対策を取っているところであります。

○**徳重委員** よろしく願いしておきます。

○**田口委員** 延岡市には暴力団がなかったんですが、急にできたりしてきているんですけれども、宮崎県内の暴力団の資金源として多かった覚醒剤とか、みかじめ料とかは今は法的にだんだん取れなくなってきたんです。

そういう意味では、暴力団の活動もだんだん狭められてきていると思うんですが、それでも暴力団がなくなりません。主な資金源を教えてください。

○**時任刑事部長** 暴力団構成員は、ほとんど無職であります。ただ、今委員からお話がありましたとおり、活動しているわけです。全国の暴力団の資金源は、従来から言われています覚醒剤の密売、あるいは恐喝と債権取立て、みかじめ料の徴収など、様々な手口によって資金源を獲得している状況にあります。

近年の全国的な状況を見ますと、振り込め詐欺とか、特殊詐欺、窃盗など、これまでにない手口で資金を獲得している状況にあります。

また、県内の暴力団の資金源につきましても、全国と同様、賭博、覚醒剤、みかじめ料等の徴収が考えられますけれども、その全容については把握できておりません。

これまでと同様に、情報の分析、あるいは事件化して得られた証拠品の精査等、あらゆる捜査資料を使って資金源を解明して、不法性あるいは違法性が認められれば事件化、行政処分の適用を積極的に図ってまいりたいと思います。

○**田口委員** それでは、宮崎県だけの特別な特徴はないんですね。

○**時任刑事部長** そのとおりです。大体全国と同じような資金源で活動しているということで御理解いただければと思います。

○**田口委員** 北九州の工藤会が有名ですが、最近、新聞に大分構成員が減ってきたという記事がありました。スナックの入り口に暴力団お断りみたいなシールを貼ったりしたのが結構話題になりましたけれども、みかじめ料は、今でも払ったら違反とかにはならないんですか。

○**時任刑事部長** みかじめ料については、暴力団が要求したら恐喝とか、そういう行為になりますし、また、県の条例で勧告というのがありまして、暴力団を利用するためにみかじめ料を払うとか、そういうことをやったら、そのスナックや飲食店の業者に勧告ができるという行政処分もあります。

○**田口委員** 最近、都会では、暴力団じゃないけれども、暴力団に近い半グレがよく話題になっていますが、宮崎県にも半グレはいるんですか。

○**時任刑事部長** 半グレについては、警察では準暴力団と呼んでいるんですけれども、全国にはそのような集団がありますが、現在のところ宮崎県にはそのような集団はありません。

○**田口委員** 分かりました。

○**井本委員** 延岡市では、暴力団が一遍なくなりましたが、また復活しました。その後、どのような状況でしょうか、まだ増えるのでしょうか。

○**時任刑事部長** 委員のお話のとおり、平成30年ぐらいまでに一旦なくなったんですけれども、その後、暴力団組織ができて、六代目山口組系の三次組織が1団体、その下の四次組織が3団体の合計4団体あります。同じグループになります。

○井本委員 増えているということでしょうか。

○時任刑事部長 団体数は増えているんですけども、暴力団員の数はそんなに変わりません。

○河野委員長 最後にその他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時31分休憩

午前10時35分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○黒木教育長 教育委員会でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の文教警察企業常任委員会資料の表紙をおめくりいただきまして、目次を御覧ください。

今回、御審議いただきます議案は、議案第1号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）」と議案第4号「教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について」の2つでございます。

次に、報告事項といたしまして、損害賠償額を定めたことについて、家庭教育を支援するための施策の実績（令和3年度）について、御説明申し上げます。

さらに、その他報告事項といたしまして、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告書についてなど、計5件を御報告

させていただきます。

それでは、予算議案について御説明いたします。

常任委員会資料の1ページを御覧ください。繰越明許費（変更）についてでございます。表にあります練習環境整備事業におきまして、関係機関との調整に期間を要したことにより、3億7,100万円の増額をお願いするものでございます。

繰越事業の執行につきましては、関係機関との連携を図りながら、早期の完了に努めてまいります。

私からの説明は以上であります。その他の項目につきまして、引き続き、関係課長等が説明いたしますので、御審議のほど、よろしくお願いたします。

○中別府教職員課長 それでは引き続き、資料の2ページを御覧ください。議案第4号「教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、改正の理由ですが、教育職員免許法が改正され、教員免許更新制が解消されたことに伴い、関係規則の廃止及び改正を行うものであります。

教員免許更新制につきましては、教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身につけることを目的として、平成21年4月1日から導入されております。

これにより、教員免許状に10年間の有効期間が付され、現職教員の場合、その期限前の2年間で大学等が実施する更新講習を受講し、更新手続を行うことが義務づけられております。

しかし、近年のグローバル化や情報化の進展により、教育を巡る状況の変化が速度を増している中、教員自身が主体的に学び続けることや、

一人一人の教員の個性に即した個別最適な学びの提供等が重要視されたことにより、新たな研修制度の整備とともに、教員免許更新制が発展的に解消されることとなりました。

以上のような経緯により、更新申請手続が不要となり、教員免許更新等に係る手数料の徴収がなくなったことから、条例の一部改正に至りました。

次に、改正の内容であります。1点目は、教育職員免許状更新等手数料に係る規定を削除するものであります。2点目は、法改正による条ずれを修正するものであります。

最後に施行期日であります。公布の日としております。

○河野委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案について質疑はありますか。

○井本委員 教育免許更新制がなぜつくられたのか。そして、今度は、それが要らないとなった。その辺の経過を教えてください。

○中別府教職員課長 まず1点目、なぜ免許更新が必要になったかということですが、免許更新制の目的としましては、教員が新たな知識と技術を大学等で身につけ、そして、技術指導力を持って教壇に立つことにより、児童生徒の学力向上を図ることを目的として更新制が導入されております。

しかし、先ほど申し上げましたように、10年に一度の講習を大学等で約30時間受けるということ、この10年に一度というこの状況では、現在の教育のスピードに追いついていけないということで、発展的に解消になったということになります。

ただ、発展的に解消するだけではなくて、来年度から新たに構築された研修制度を実施していくということになります。

8月31日に、文科省から新たな研修制度のガイドラインが示されておりますので、それを参酌しながら本県独自の研修制度を構築し、より効果的な、より個別最適化された研修を実施していきたいと考えております。

○日高委員 関係ないかもしれないですけども、昔は、先生というのは憧れの職業でしたが、いろんな報道がある中で、例えば、一部の先生がセクハラなどをすることによって、生徒は、先生って……。と思うと思うんですね。

そうではなくて、こんな素晴らしい先生がいらっしゃるといふのをどんどん発信していけば、先生になりたいという気持ちが子供たちに芽生えてくると思いますので、こういう素晴らしい先生がいらっしゃるといふところを発信される機会がもっと増えたらいいのにとすごく感じるのですが、実際、そういう取組は行っていないのでしょうか。

○中別府教職員課長 まず、現在、教員を目指す候補者、例えば、講師の方や大学生などに対して、教員の魅力を伝えるために、SNSやYouTubeで、若手の魅力ある教員の紹介等をしながら情報発信しているところです。

また、委員のおっしゃるとおり、最近の報道等によりますと、学校現場がブラック企業的な取扱いをされておりますので、これを払拭すべく、教育委員会では、メディアを活用した新事業の立ち上げに向けて、研究しているところがあります。

○日高委員 確かに今の若い子たちはYouTubeしか見ないということもあると思います。

教育委員会は、優秀な先生のお集りだと思っておりますので、その辺りの対応をしっかりとさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○河野委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○加塩財務福利課長 資料の3ページをお開きください。損害賠償額を定めたことにつきまして、地方自治法第180条2項の規定に基づいて、御報告させていただきます。

本件は、県有車両による交通事故の事案でございます。

令和3年11月26日に都城市高木町6316番地、朝霧の里みやこんじょの駐車場におきまして、高鍋農業高等学校の職員が出張中にトイレ休憩のため公用車を駐車し、車から離れたところ、十分にサイドブレーキを作動させなかったため車が移動し、後方に駐車していた相手方車両に接触しまして、車体を損傷させたものでございます。

なお、事故当時は双方車両とも無人でございまして、人身事故には至っておりません。損害賠償額は41万880円、専決年月日は令和4年7月22日でございます。

今回の件を踏まえまして、当該所属に対しまして、公用車の安全運転について改めて指導したところでございます。

○長尾生涯学習課長 常任委員会資料の4ページをお願いいたします。家庭教育を支援するための施策の実績について御報告いたします。

1の報告の根拠であります。平成28年に施行されました宮崎県家庭教育支援条例第18条の年次報告によるものであります。全庁的な取組についての取りまとめを教育委員会が行っておりますので、今回御報告させていただきます。

2の報告の内容につきましては、令和3年度に実施いたしました施策の実績について、第11条から第16条に示されました6つの条文に沿っ

て整理しております。

詳しくは別冊の令和4年9月県議会定例会提出報告書に整理しておりますが、本日は常任委員会資料の5ページに示しております令和3年度に実施した施策の実績(概要)にて説明いたします。

5ページをお願いいたします。

1にありますとおり、家庭教育を支援する事業は、全部で20課・室、53事業あります。ここからは、条文ごとに主な事業を説明させていただきます。

(1)の「親になるための学びの支援」第11条につきましては、小中高校生などを対象に、子供が家庭の役割や子育ての意義などを内容とする学びを提供するもので、5課で5事業を実施いたしました。主なものは、生涯学習課では、みやざき家庭教育サポート推進事業で、中学生や大学生を対象に、みやざき家庭教育サポートプログラムを県内5校で行いました。

また、健康増進課では、健やか妊娠サポート事業で、中学生、高校生等を対象に助産師による健康教育を49校で、大学生による思春期ピアカウンセリング講座を15校で実施いたしました。

(2)の「親としての学びの支援」第12条につきましては、保護者を対象に様々な学習機会を提供するもので、6課で6事業を実施いたしました。主なものは、生涯学習課では、幼児や小中学生の子供を持つ保護者を対象にしまして、みやざき家庭教育サポートプログラムを51講座行いました。

また、こども家庭課では、乳児家庭全戸訪問事業で、17市町が育児に関する不安や悩みの傾聴、相談や子育て支援に関する情報提供等を実施いたしました。

(3)の「多様な家庭環境に配慮した支援及

び関係者間の連携強化」第13条につきましては、9課・室で14事業を実施いたしました。主なものは、生涯学習課では、地域と学校の絆を育む体制整備推進事業で、地域全体で子供の学びを支援する体制を整備するための事業並びに地域と学校との連携に係る県民及び担当者向けの各種研修を実施いたしました。

また、人権同和教育課では、チーム学校で子どもを支える教育相談体制推進事業で52名のカウンセラーを全公立学校に配置し、子供たちへの相談対応等を行いました。

6ページをお願いいたします。

(4)の「人材の養成等」第14条につきましては、4課で4事業を行いました。主なものは、生涯学習課では、みやざき家庭教育サポートプログラムを普及するための進行役となりますトレーナーを養成するトレーナー養成研修会と専門性を高めるトレーナースキルアップ研修会を実施いたしました。

また、農業流通ブランド課では、みやざき食の安全・食育連携強化推進事業で、みやざきの食と農を考えるため、専門的な知識を有する食育ティーチャーを養成し、各支部において資質向上を図る研修を4回実施いたしました。

(5)の「相談体制の整備、充実等」第15条につきましては、保護者や子供たちが気軽に話すことができる相談体制の整備、確保を行うもので、9課で13事業を行いました。主はものは、生涯学習課では、みやざき学び応援ネット事業において、家庭教育相談機関であるふれあいコールや小児救急医療電話相談などを生涯学習課のホームページ上で紹介いたしました。

また、教育政策課及び人権同和教育課では、ふれあいコール及び24時間子供SOSダイヤルによる電話での教育相談を実施いたしました。

(6)の「広報及び啓発」第16条につきましては、家庭教育に関する情報を県民に提供するもので、8課で11事業実施いたしました。主なものは、生涯学習課では、ホームページにて、みやざき家庭教育サポートプログラムの内容や研修会の案内など様々な情報提供を行いました。また、福祉保健課では、子どもたちの夢・挑戦応援事業で桜さく成長応援ガイドを作成し、県内全中高生や関係機関へ冊子を配布するとともに、県のホームページ等により周知いたしました。

以上、条文ごとに主な取組を説明いたしました。このように県の家庭教育支援に係る施策について、コロナ禍ではありましたが、関係課、室と連携して取り組むことができたと考えております。

7ページをお願いいたします。

令和4年度に実施する施策の状況について示しております。このように20課、室、53事業を本年度も昨年度と同様に実施いたします。今後も関係課、室と相互の事業について理解を深め、成果を共有しながら、効果的な施策を実施し、県民みんなで家庭教育を支える体制づくりを目指してまいりたいと考えております。

○河野委員長 執行部の説明が終了しました。報告事項について質疑はありませんか。

○井本委員 以前も思ったんだけど、教育委員会が家庭に対して指導することができるものなのかなというのが、私は不思議ではない。自然界には善悪もないんですよ。この世のいい悪いは全部人間が作り出しているんですよ。だから、こうすべき、ああすべきというのは、この世の中にはないんですよ。ただ、社会生活を送るために、日本独自のものとかアメリカ独自のものとか、そういうものは、その

ときどき、その場所、そのときに応じて、ルールを決めて生きているだけのことですよ。

みやざき家庭教育サポートプログラムの中身を見てみたいと思うのだけれども、家庭はこうあるべきであるというものが、やっぱりあるんでしょうかね。私としては、家庭は全く私人のものであって、そこに出て行って、あなたの教育はおかしいですよと言えるのか。その辺はどうなのでしょう。

○長尾生涯学習課長 保護者は子の教育について第一義的責任を負うと教育基本法に明記されております。さらには、その家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会を提供するということも書いてあります。

この家庭教育サポートプログラムに関しては、家庭への介入であるとか、あるいは保護者に対して特定の価値観を押しつけるものではございません。参加者の話合いの中で相談したり、学んだり、ネットワークをつくったりするものですので、家庭の価値観の押しつけではないと捉えて実施しております。

○井本委員 例えば、(1)の親になるための学びの支援の一つ目の丸印のところに、親になったときに必要なことや大切なことと書かれていますが、これは、親になったらこうあるべきですよというのがあるんじゃないの、だから、このように必要なことと言えるんじゃないの。その辺はどうなのでしょう。

○長尾生涯学習課長 この(1)の親になるための学びの支援であります。主に小学生、中学生を対象にしているわけですが、親になるということが前提ではありません。様々な家庭環境があるということ、あるいは、子供から見て、家庭の役割や子育ての役割、そういったことを学ぶプログラムになっております。自分が親に

なったときの価値観の押しつけではなくて、子供が家庭の役割や子育ての意義を学ぶ内容になっております。

○井本委員 それなら、日本においては歴史的こういう風習になっておりますと言えればいい。日本という国において、そうやって過ごすのがみんなの平和、安全、幸せのために一番ふさわしいんです。そういう前提の下にこうあるべきだと思っていますよというのは、もうしょうがないのかなと私は思うんですけども、それも絶対ではないはずなんですよ。

家庭が非常に強い時代があったわけですが、今は、あの頃とは全然違う。個人のことが言われている時代になっているわけだから、普遍的価値観みたいなものを言えるのかなというのが、私は不思議です。今の日本においては、まだこういう価値観だと思っています。だから、こういうふうにあるべきだという指導をしているんですと言うなら、私もそれはそうかもしれんと思う。

でも、私は、普遍的価値観っていうものはないと思うんです。我々は21世紀の日本に生まれて、みんなで仲良く助け合って生きていく、それが平和で、そして幸福だと思っているから、そうやって生きているだけで、何が幸福かは分からん話ですもんね。

話は変わりますが、後進国のアフリカとか満足に食事が取れない国、我々からすると教育も何もやっていないじゃないかという国の人たちのほうが、みんな幸せだと思っているんですね。日本は90%いかないですよ。あの辺りの国では、約90%の人が幸せだと思っているというわけだから、本当、何ををもって教育の基準にするのか、非常に難しいだろうと、皆さんも悩むところもあるんじゃないかと思う。

だから、こういうプログラムを作って指導するということが、可能なのかなと私は不思議なんです。皆様の努力を否定するわけではないんですけども、そういう大きな価値観の下にやっているのかなというのが心配でした。

○河野委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後にお願いいたします。

○中尾教育政策課長 常任委員会資料の8ページを御覧ください。教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてであります。

まず、1、概要にありますように、この報告は、地方教育行政法第26条の規定によりまして、県教育委員会が行います教育に関する事務の点検及び評価につきまして、この結果を報告書として議会に提出するとともに、公表するものであります。

報告書は、お手元に別冊資料として配付させていただいておりますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

2の、点検・評価報告書にありますように、構成は4章立てとしております。

まず、第1章では、教育委員会の会議の内容や教育委員の活動状況をまとめております。

第2章では、全ての施策15項目及び3つの重点取組の状況につきまして、推進指標や関連指標の実績や取組状況などを基に、施策の進捗状況等についての分析と今後の方向性を示しております。

第3章では、外部有識者の意見として、客観的な視点からいただきました様々な御意見を記載しているところです。

第4章は、総括ということで、評価結果となります。各施策における推進指標及び関連指標の実績を基に、一次評価を行いまして、施策の取組状況等を踏まえ、総括として二次評価を行っております。

3、作成経過及び今後の日程を御覧ください。この点検評価につきましては、令和4年3月から5月にかけて、宮崎県教育振興基本計画の施策体系に沿いまして、教育委員会事務局内で評価項目ごとに点検を進めてきたところであります。

7月には、学識経験者等の出席の下で、外部有識者会議を実施したところであります。

8月に、一次評価を基に教育委員による協議会を開催し、一次評価の妥当性や二次評価の方向性について協議を行うとともに、定例教育委員会において付議され、決定いたしております。

本日、常任委員会に御報告し、10月には県ホームページにて公表させていただく予定としております。

4の評価の基準を御覧ください。教育委員会の点検、評価につきましては、県総合計画における政策評価の進め方を参考に、評価基準を記しております。

報告資料9ページの令和3年度の実績、各施策と重点取組の評価結果一覧を御覧ください。

令和3年度の施策の実績に関する評価結果につきましては、A評価が3施策及び1つの重点取組、B評価が9施策及び1つの重点取組、C評価が3施策及び1つの重点取組、D評価はゼロ施策という結果でございました。

昨年度、C評価でありました施策2、地域と学校の連携・協働の推進がB評価に、それから、昨年度D評価でありました施策3、読書県づくりの推進がB評価に上がるなど、一定の成果が

見られたところではありますが、C評価であります重点取組3、学校における働き方の改革の推進をはじめ、今後も改善が必要な施策があるところでございます。

なお、報告資料10ページから12ページには、各施策の一次評価を含めた評価一覧を記載しております。これらの成果や課題を踏まえ、今後も各施策の目標達成に向けて、さらに取り組んでまいります。

○高橋高校教育課長 資料の13ページを御覧ください。

7月31日から8月4日までの期間に開催されました第46回全国高等学校総合文化祭東京大会につきまして、本県から参加いたしました高校生の大会結果について御報告いたします。

本大会は、東京都内で開催されまして、江戸の街光織りなす文化の花の大会テーマの下、出場権のございます18の部門に25校、229名の生徒が参加いたしました。ひたむきに文化芸術活動に励む全国の高校生とともに、本県の高校生も素晴らしい成果を収めております。

まず、本大会におきまして、上位入賞いたしましたのは、5つの部門で3団体、2個人であります。資料の中ほど、入賞等の部分でございますが、まず、書道部門におきまして、日南高校の3年生、宮田佳南さんが部門最高賞の文部科学大臣賞を受賞いたしております。また、自然科学部門研究発表の物理部門におきまして、宮崎西高等学校の化学部が最優秀賞を受賞しております。また、弁論部門におきましては、宮崎北高校3年生の矢野夢佳さんが優秀賞3席、百人一首部門におきましては、宮崎県チームが団体戦でベスト8に入りまして奨励賞、放送部門のビデオメッセージ部門におきまして、宮崎日本大学高校の放送部が審査員特別賞を受賞し

ております。

14ページにおきましては、本県から東京大会に参加した18部門の参加状況になります。また、15ページには、過去の入賞実績を参考として載せております。

○押川スポーツ振興課長 常任委員会資料の16ページをお開きください。

令和4年度全国中学校体育大会の結果について報告いたします。

令和4年度の全国中学校体育大会は、8月15日から8月25日までの日程で、北海道・東北ブロックで開催されました。この表は、ベスト8以上の入賞数をまとめた一覧となります。

初めに、団体であります。今年度はベスト8以上に入賞した競技は残念ながらありませんでした。

続きまして、個人の成績について、陸上競技共通男子200メートルで、檜中学校の大城直哉さん、共通女子100メートルで東海中学校の渡邊ひよりさん、また柔道競技男子73キロ級で、五十市中学校の森山陽貴さんがそれぞれ3位の成績を残すなど、4競技9種目でベスト8以上の成績を収めております。

中ほどの表は、平成30年度以降の団体及び個人のベスト8以上の入賞数を示しております。

最後に、一番下の表は、平成30年度以降の優勝数を記載しておりますが、令和4年度の優勝はありませんでした。

続きまして、17ページを御覧ください。

令和4年度全国高等学校総合体育大会の結果について報告いたします。

ここで、資料の訂正をお願いいたします。中ほどに個人の入賞数を10競技45種目と記載しておりますが、競技数を10から11に訂正をお願いいたします。正しくは11競技45種目であります。

それでは、報告させていただきます。令和4年度の全国高等学校総合体育大会は、7月23日から8月23日までの日程で、四国ブロックで開催をされました。この一覧表は、ベスト8以上に入賞した団体及び個人をまとめております。

初めに、上段の団体ですが、10競技11種目で入賞を果たしております。上から順に、剣道競技で日章学園、弓道男子で延岡学園が団体2位に、さらにボクシング男子で日章学園、カヌー女子で宮崎商業が学校対抗得点2位の成績を収めております。

また、ソフトボール男子で日向工業が団体3位、さらに自転車ロード男子で都城工業、またカヌー男子で宮崎大宮が学校対抗得点3位の成績を収めるなど、多くの競技で入賞を果たしております。

続きまして、中段から18ページにかけまして、個人の入賞をまとめております。まず、左側の番号1から5までですが、カヌー競技5種目で1位となっており、上から順に、男子カナディアンペア200メートルで宮崎商業の福島・中村組が、男子カヤックペア200メートルで、宮崎大宮の村橋・柿本組が、女子カヤックペア200メートルで宮崎商業の村橋・奈須組が、女子カヤックフォア200メートルと400メートルで宮崎商業の村橋・奈須・若松・鳥原組が入賞を果たしております。

番号6以降の優勝につきましては、ウエイトリフティング競技や相撲、また次の18ページになりますが、レスリングや柔道など、今年度の個人種目における入賞者数は11競技45種目となっております。

18ページをお開きいただき、中ほどに参考資料として、公開競技として行われましたカヌー競技女子カナディアンシングルの結果を記載し

ております。200メートルで宮崎工業の中道綺華さん、500メートルで宮崎商業の松葉優乃さんが1位となったほか、延べ6名が入賞しております。

続きまして、その下の表には、平成30年度以降の団体及び個人のベスト8以上の入賞数を示しております。一番右の令和4年度は、合計56種目で入賞しており、昨年度の63種目には及びませんでした。多くの種目で入賞しております。

その下の表には、平成30年度以降の優勝数を記載しております。令和4年度は団体での優勝はありませんでしたが、個人では5種目の優勝を収めており、本県高校生の活躍が見られた大会となりました。

一番下には、第104回全国高等学校野球選手権大会の結果を記載しております。本県代表として富島高校が出場し、初戦の2回戦で大会準優勝の下関国際高校と対戦し、残念ながら敗退しております。

続きまして、19ページを御覧ください。

新宮崎県体育館のネーミングライツの導入についてであります。

これは、県の歳入確保策の一つとして行うもので、1、目的にありますとおり、新宮崎県体育館のネーミングライツの導入により得た収入を施設の維持管理費用に充て、施設の安定的な運営を確立し、県民に良好なスポーツ環境を提供することを目的とするものであります。

2、施設の概要であります。記載のとおりでございます。

3、ネーミングライツの概要であります。まず、(1)希望金額は、全国の類似施設の状況等を参考に、年間500万円以上としております。

また、(2)の希望期間は、供用開始年度であ

る令和5年度から令和9年度までの5年間としております。

最後に、(3)の今後のスケジュールであります。①のとおり、9月30日から11月16日までを企業等からの応募を受け付ける期間としております。その後、②のとおり、外部委員で構成する選定委員会におきまして審査を行い、12月頃をめどにスポンサー企業を決定する予定としております。

なお、③の命名開始の時期につきましては、令和5年4月を想定しておりますが、詳細につきましては、スポンサー企業との合意により決定したいと考えております。

○河野委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

○井本委員 13ページの自然科学部門の化学部は、どのようなテーマを発表されたのでしょうか。

○高橋高校教育課長 宮崎西高等学校の化学部が取り組みましたのは、粘性フィンガリング現象の発生条件といたしまして、なかなか難しいのですが、液体の粘性差、いわゆる粘性が高い油とかに粘性が薄い水等を筒の中で合わせると、粘性の低いものが高いもののほうに、指の輪のように広がっていく、そういう現象が起こると。例えば、石油の採掘とか、あるいは地下内のガスとか、そういう部分の研究に応用ができる、大学等でやるような非常にレベルの高いものだと伺っております。

○徳重委員 スポーツ振興課にお尋ねします。

中学、高校の全国大会の成績の流れを見ますと、平成30年度、令和元年度、3年度、4年度と変わっていない状況にあるようですが、宮崎国体に向けた体制づくりは、今後できるのかなと、若干心配したところでございます。こ

の結果を基にどのような対応をされるのかをお聞きしたいと思います。

○押川スポーツ振興課長 結果を見ますと、高等学校におきましては、県が指定している強化指定校の活躍が大変目立っております。そういった意味からも、この強化指定校の強化がしっかりとされているものだと思いますので、今後も引き続き、こういった取組を継続していくとともに、中学校における競技力につきましては、横ばいの状況でございますが、ジュニア層をいかに育てていくかということで、現在、競技力向上推進室でジュニアの育成を目的とした事業を複数やっております。

そういった事業を通しながら、ジュニアを育成し、高校生につなぎ、さらに成年種別へつなげていくといった取組を現在、競技団体と連携しながら取り組んでおりますので、次年度以降、結果が出ることを期待しているところであります。

○徳重委員 天皇杯を目指すためには、高校生の結果が非常に大きなウエイトを占めてくると思っています。今の小学生、中学生にそういう方向づけをしてほしいと思うところでございます。小中学生の競技力を上げるためには、スポーツ少年団の強化を進めることも大事じゃないかなと考えているところですが、近頃、スポーツ少年団に対する関心がちょっと薄れてきているような感じがします。

スポーツ少年団の育成について、競技力向上という観点からどのように考えていらっしゃるのかを教えてください。

○押川スポーツ振興課長 小学生を中心とするスポーツ少年団活動につきましては、スポーツ少年団憲章における理念に基づきまして、やはり、子供たちの健全育成が第一でございます。

競技力向上につきましては、あまり過度に練習等を行うと、障がい等が発生するということも考えられますので、指導者と連携しながら、子供たちを育てていくことが重要になっていくと思っております。

また、現在、スポーツ少年団だけではなくて、各競技団体におきましても、選手を選抜して強化を進めていく事業をやっておりますので、そういったスポーツ少年団での指導と各競技団体における取組をトータルしながら競技力向上を図っていきたいと思っております。

なお、スポーツ少年団活動につきましては、保護者の価値観の多様化等により、いろんな種目に分散している状況もあります。それぞれの競技の魅力をいかに感じてもらうか、それによって子供たちがその種目等を続けていくかということにつながっていくと思っておりますので、それぞれの競技の魅力等をしっかりと保護者等にも伝えていき、優秀な子供たちがしっかりと育っていくように、スポーツ協会等とも連携を図ってまいりたいと思っております。

○徳重委員 ゴルフもそうですが、幼児の頃から鍛えていかないといけない。競技団体も、そうしたものに目をつけてはいらっしやると思うんですが、そこ辺の連携をうまく取っていくために、スポーツ少年団あるいはスポーツ団体の指導者の連携というか、そういう子供を発掘するための協議会みたいなものはあるのでしょうか。

子供たちを育てていくための指導者をまとめる取組は、県が中心になってやるべきじゃないかなと考えているのです。そういう組織があるのか教えてください。

○押川スポーツ振興課長 全ての競技団体を統括しているのは県のスポーツ協会で、スポーツ

少年団を統括しているのも同じくスポーツ協会になります。

国民スポーツ大会に向けて、各競技団体がしっかりと選手を強化できるよう、県では、スポーツ協会と連携し、競技団体にヒアリング等を行いながら、指導・助言をしているところです。競技団体によっては、既に組織化して、選手強化システムをつくっている競技団体もありますが、まだできていない競技団体もありますので、そういった団体につきましては、県スポーツ協会と連携しながら、各競技団体の強化システムをしっかりと構築できるように、そして、それが国スポの成果につながり、国スポ後も、引き続き強化が継続できるようにしていきたいと考えております。

○日高委員 国民スポーツ大会に向けて動きがある中で、中学校では、2025年に向けた部活動の地域移行という大きな変化があると思うのですが、少年野球だったり、いろんなスポーツの指導者から、少年スポーツの形をそのまま中学校に持っていくことは可能なのかなど、いろんな質問が上がってくるんです。

先ほど県のスポーツ協会の話がありましたが、スポーツ協会から、今の現状を伝えたりされているのでしょうか。

○押川スポーツ振興課長 公立中学校の休日の部活動の地域移行につきましては、現在、国の有識者による提言がスポーツ庁に提出されたという状況で、今後、スポーツ庁から具体的なガイドライン等が示されてくると考えております。

あの提言の中では、令和5年度からの3年間を重点移行期間にするといったところもありまして、そういった報道のために、保護者等がどうなるんだろうという心配をされているという

ところは、私たちも受け止めております。

各市町村教育委員会とも連携しながら、しっかりと情報を提供していくとともに、各市町村の情報を県で集約しながら、こういった形で地域移行ができるのか、指導者の確保や束ねる組織をどうつくっていくのか、指導者への謝金、保険の支払いとかをどうしていくのかといったところを、各市町村ともしっかりと相談しながら進めていきたいと考えております。

今回の本会議でも教育長から答弁させていただきましたけれども、こちらとしては、まず国にしっかりとその予算の確保等について要望していきながら、各市町村とも連携していきたいと考えているところです。

○日高委員 大きな改革をするには、いろんな壁が出てくると思いますが、なるべくスムーズに移行できるように、ぜひ情報提供をお願いしたいと思います。

○黒木教育長 ありがとうございます。非常に大事な提言をいただいたと思っております。御心配の向きがあると思います。また、部活動は、運動部だけではなく、文化部、特に中学校は吹奏部の活動が盛んでございまして、その辺りの土日の部活動をどうやって地域に移行させていくのが大きな課題でございます。

県では、7月から8月にかけて、スポーツ振興課が中心となって、県下全市町村を回っていただきました。地域によってニーズも違うんです。

例えば、中山間地ですと、既に地域の人が教えている小規模校とかもありましたが、都市部では、今おっしゃったようなスポーツ少年団が担うのか、それとも土日も先生方が雇い方を変えて担うことになるのか、指導者の一貫性ということもあります。どのようにお金が生じて、

その費用を誰が負担していくのかなど、課題が多くございます。

国の動きをしっかりと見て、情報収集しながら、市町村ごとに状況が違いますので、それらのお声を聞きながら順次進めてまいりたいと考えておりますので、今後また御心配の向きがありましたら、ぜひお声をお届けいただきまして、私たちがまたそういったところにもお応えできるようにしていきたいと思っております。

○河野委員長 よろしいでしょうか。

それでは、その他で何かありませんか。

○田口委員 私、本会議場で何度か朝課外について質問させていただきました。宮崎北高校が朝課外をやめたとの情報がありましたが、最近、県職員からお礼を言われたんです。大宮高校が朝課外をやめたみたいで、朝のバスの混む時間が変わりましたと、ありがとうございましたと言われたんです。実際、大宮高校は朝課外をやめたのか、それとも、時間帯が変わったのか、やめたのであれば理由等も教えてください。

○高橋高校教育課長 朝課外につきましては、これまでどおり各学校において、それぞれの学校に適した方法をPTA等と一緒に話し合っている状況であると思っております。

大宮高校につきましては、以前から講座制にしたり時期を区切って実施されたりと随分工夫されておりました。今は大宮高校の情報を持ち合わせておりませんが、学校で判断されたものと思っております。

○田口委員 さっきも言いましたが、バスの混み具合ががらっと変わったらしいです。

○河野委員長 それでは、請願の審査に移ります。継続請願第6号「新型コロナウイルス感染症から子ども守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願について」、執行部から何

か説明がありますか。

○中別府教職員課長 説明は特にありません。

○河野委員長 それでは、関連して委員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時31分休憩

午前11時36分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっていきますので、16日に行いたいと思います。開始時刻は11時30分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。

午前11時36分散会

令和4年9月16日(金曜日)

午前11時30分再開

出席委員(7人)

委員	長	河野哲也
副委員	長	佐藤雅洋
委員		徳重忠夫
委員		井本英雄
委員		日高陽一
委員		田口雄二
委員		凶師博規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主査	内田祥太
議事課主任主事	上園祐也

○河野委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案等の採決を行います。採決の前に賛否も含め御意見をお伺いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、採決を行います。採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、議案第4号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 御異議なしと認めます。よって、

議案第1号、議案第4号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第6号「新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願について」であります。この請願の取扱いを含め御意見を願います。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、お諮りいたします。請願第6号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○河野委員長 挙手多数。よって、請願第6号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目及び内容について御要望はありませんか。

暫時休憩いたします。

午前11時32分休憩

午前11時32分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それではそのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査については、継続調査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 御異議ありませんので、この旨

議長に申し出ることといたします。

次に、11月1日火曜日に予定されております
閉会中の委員会について御意見を伺いたいと思
います。

暫時休憩いたします。

午前11時33分休憩

午前11時35分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

それでは、11月1日の閉会中の審査につつま
しては、執行部より報告を受けるとの内容で御
異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それではそのようにいたしま
す。

次に、10月18日火曜日から21日金曜日に予定
されております県外調査について御意見を伺い
たいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時40分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

県外調査の実施につきましては、日程表のと
おりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それではそのようにいたしま
す。

そのほか何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 以上で委員会を閉会いたしま
す。委員の皆様、お疲れさまでした。

午前11時40分閉会

署 名

文教警察企業常任委員会委員長 河 野 哲 也